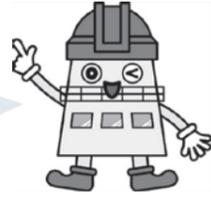


医療費助成制度のご案内

町には、3つの医療費助成制度があり、医療費の一部負担金を助成しています。制度により所得制限や助成対象となるものなどが異なりますので、ご注意ください。概要は、下記のとおりです。不明な点や詳細については、役場福祉課までお問い合わせください。



医療費助成制度の概要

制度の内容	こども医療費	ひとり親家庭等医療費	重度心身障害者医療費
対象	0歳から15歳に達した日の年度の末日までの子ども	18歳に達した日の年度の末日までの児童(一定の障害がある児童は20歳未満まで)とその母(父)又は養育者	①身体障害者手帳1級～3級所持者 ②療育手帳A、A、B所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1級所持者(精神病床への入院費用は助成されません) ④後期高齢者医療制度の下記の障害認定者 ・障害基礎年金1、2級 ・身体障害者手帳1級～3級及び4級の一部 ・療育手帳A、A ・精神障害者保健福祉手帳1、2級 ※①～④について、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた方は、対象なりません。
所得制限	なし	あり (お問合せください)	あり (お問合せください)
一部負担金	なし	入院 1,200円/日 通院 1,000円/月 支給申請いただいた中から差し引きます。 ※ただし、住民税非課税者は免除になります。	なし
食事療養費(入院時の食事代)	助成対象	助成対象外	助成対象外
申請受付・振込方法	医療費の申請は、診療月の翌月から受け付けます。毎月15日に取りまとめ、翌月の10日(ただし、10日が土日祝日の場合は、その翌日の平日)に指定口座へ振り込みます。 ※保険者より高額療養費や附加給付を受けることができる場合は、給付金額を確認後に支給します。		
受付窓口	医療費の支給申請書は、本庁舎(福祉課)及び第二庁舎(行政サービスコーナー)にて受け付けます。		
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等に保険外の金額が記載されている場合は、保険診療分のみ支給しますので、領収書に記載されている金額と実際の振込金額が異なる場合があります。 ・交通事故等の第三者が原因で通院・入院した医療費については、対象外です。 ・保育園、幼稚園又は学校におけるケガ等で、「災害共済給付制度」の対象となる場合は、医療機関等の窓口で医療費の支払が必要です。 ・救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診する等、適正受診にご協力をお願いします。 		
窓口払いの廃止(現物給付)	比企管内及び毛呂山・越生の協定医療機関等	なし	町内医療機関等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・資格の登録・保険証の変更・口座の変更・受給者証の再発行などの手続きは福祉課窓口までお願いします。 ・医療費の増加を抑制するため、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用についてご協力をお願いします。 		

問 福祉課 ☎65-0813

こんにちは愛育班です

愛育班は乳幼児から高齢者までの地域の人の健康づくり活動を行う全国的な組織です。



愛育班とは?

子どもたちが健やかに生まれ育ち、病気、障害があっても、また高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことを目的に活動する地区組織です。旧玉川村地域にある組織で、行政保健師と連携し、声かけや話し合いを中心とした活動を行っています。2か月に1回、愛育班だよりをもって、愛育班員が訪問に伺っています。

愛育班事業の紹介

- 子育てサロン**(年5回)
乳幼児を対象に、七夕、お月見、クリスマス会など季節のイベントを取り入れた遊びや、手作り昼食の提供を行っています。
- 地域ふれあい交流事業**
高齢者を対象に各地区の集会所で行っています。体操やレクリエーションを行い、集まった人たちと一緒に昼食をとる等しています。

9月に子育てサロンを実施しました

お月見

9月の子育てサロンはお月見のお団子作り体験を行いました。21人のお子さんが参加してくれました。愛育班手作りの昼食はけんちんうどん、みなさんとてもよく食べてくれました。次回は12月にクリスマス会を行います。



うどんは野菜たっぷりでお団子もおいしかったです。遊びもいろいろな企画で親子で楽しめました。

お団子づくりの感触を楽しめてよかったです。握ってつぶして初体験でした。お昼のうどんも団子もおいしくいただきました。

問 保健センター ☎65-1010